大通達甲（警務）第29号
令 和 ３ 年 ８ 月 １７ 日

簿 冊 名	例規（１年）
保存期間	１　年

本部各課・所・隊長
警　察　学　校　長　殿
各　警　察　署　長

警　務　部　長

女性職員メンタリング相談制度実施要綱の改正について（通達）

県警察における女性職員メンタリング相談制度については、「大分県警察女性職員メンタリング相談制度実施要綱の制定について」（令和２年３月26日付け大通達甲（警務）第９号）に基づき実施しているところであるが、この度、別添のとおり「女性職員メンタリング相談制度実施要綱」を改正したので、職員に周知するとともに、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、前記通達は、廃止する。

（警務課働き方改革係）

別添

女性職員メンタリング相談制度実施要綱

1　趣旨

この要綱は、メンタリング相談（勤務経験等の豊富な女性職員が、仕事等の悩みを持つ女性職員からの申出を受けて、当該職員に対してライフサイクルに応じたキャリア形成等についての助言又は指導を行うことをいう。以下同じ。）に係る制度（以下「メンタリング相談制度」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

2　メンターの運用

(1)　警務部警務課長（以下「警務課長」という。）は、女性職員の中から、勤務経歴等を考慮した上で、メンタリング相談を適切に行うことのできる者をメンターに指定するものとする。

(2)　メンターは、メンタリング相談の対象となる者（以下「対象女性職員」という。）からの相談に対し、面談、電話、メール等の方法により、自己の経験等に基づく助言又は指導を行うものとする。

また、警務課長から要請があった場合は、女性職員の登用、キャリア形成等に関する各種会議等に参加するものとする。

(3)　警務課長は、メンターに指定した女性職員の氏名等をメンター指定名簿（第１号様式）に記載し、各所属に通知するものとする。また、メンター指定名簿に記載された事項に変更があった場合についても同様とする。

(4)　警務課長は、次のいずれかに該当する場合は、メンターの指定を解除するものとする。

ア　メンターから指定解除の申出があった場合

イ　その他メンターとして指定することが適当でないと認める場合

3　対象女性職員

(1)　対象女性職員は、次のいずれかに該当する女性職員とする。

ア　採用後５年未満の女性職員

イ　育児休業を取得する予定の女性職員

ウ　育児休業から復職後１年以内の女性職員

(2)　所属長は、所属の対象女性職員に対し、メンタリング相談制度を周知するものとする。

4　メンタリング相談の内容

メンタリング相談で取り扱う内容は、主として次に掲げる事項に関するものとする。

(1)　キャリア形成に関すること。

(2)　仕事と家庭の両立に関すること。

(3)　仕事上行き詰まった時の対応方法に関すること。

(4)　職場の人間関係に関すること。

5　メンタリング相談の申出等

(1)　対象女性職員は、メンタリング相談を希望する場合は、電話、メール等の方法により、メンターに対し直接申出を行うことができる。

(2)　対象女性職員が、メンターの紹介を希望する場合は、警務部警務課働き方改革係の職員に対して、申出を行うものとする。

(3)　前記(2)の申出を受けた職員は、当該申出の内容に応じて、メンターを紹介するもの

とする。
(4)　メンターが対象女性職員に対してメンタリング相談を行う場合の服務の取扱いは、公務とする。
(5)　メンターは、メンタリング相談において知り得た秘密を厳守するものとし、対象女性職員の同意がなければ、その内容を他に漏らしてはならない。ただし、メンタリング相談の内容について、メンターのみでは適切な助言又は指導を行うことができない場合は、対象女性職員の同意を得た上で、必要に応じて関係所属に適切に取り次ぐとともに、警務課長へ報告するものとする。
6　メンターに対する活動支援
(1)　警務課長は、メンタリング相談制度の適切な運用を図るため、メンターに対して必要な教養を行うとともに、職員に対し、メンタリング相談制度の周知を図るものとする。
(2)　警務課長は、警務課働き方改革係の職員による相談窓口を設置し、メンタリング相談制度の運用に関する相談を受け付けるものとする。
7　活動実績の報告
メンターは、メンタリング相談の実績について、メンター活動実績報告書（第２号様式）により、前期（４月から９月まで）の活動実績については10月10日までに、後期（10月から翌年３月まで）の活動実績については４月10日までに、警務課長に報告するものとする。
附　則
この要綱は、令和３年８月17日から施行する。

第１号様式

メンター指定名簿

番号	氏　名	階級等	所属(係)	主な勤務経歴	登録年月日	卓上電話
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						

第２号様式

年　　月　　日

警 務 部 警 務 課 長　　殿

メンター所属・職・氏名

メンター活動実績報告書

女性職員メンタリング相談制度実施要綱第７の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

１　対象期間

年度　☐　前期（４月から９月まで）
　　　☐　後期（10月から３月まで）

２　メンターに対して相談があった職員数

(1)　警察官　　　　人

(2)　一般職員　　　人

３　メンターに対して相談があった内容（延べ件数）

(1)　キャリア形成に関すること。（　　件）

(2)　仕事と家庭の両立に関すること。（　　件）

(3)　仕事上行き詰まった時の対応方法に関すること。（　　件）

(4)　職場の人間関係に関すること。（　　件）

(5)　その他（　　　　　　　　）（　　件）

４　備考